

「家屋調査」や「移転に関する交渉」に応じる必要はありません 一憲法に保障された私達の権利ですー

～「家屋調査」経験者の声～

「家屋調査」をしたら、何時までに家屋解体、何時までに更地にと進める話になり、まるで移転を承諾したとみなされる。

「家屋調査」は、東京都都市づくり公社(東京都とつきますが、東京都庁からではなく、単なる業者です。)の職員と業者が来ました。

複数で来て、説明を聞いている間に、他の人が部屋の寸法を測ったり、写真を撮ったり、何をしているのか、わからない状態でした。

色々質問しても「今日は家屋調査なので」と、答えてくれなかったり、わからないと言われました。段差のこととかハッキリ判らない事が沢山あるのに、何時までに更地にとか、仮住まいの期間はどの位だとか、進める話になっていきます。

- 1, 区画整理は1万円、2万円の話ではなく、人生にかかわる重大な事ですが、内容が複雑で難しいため、市のペースで手続きが進められてしまいます。
- 2, 公社(業者)等は、交渉に手慣れています。最初は「曳き家補償です」などと悪い条件で心配にさせたり、「周りの方は同意してますよ」と不安にさせて、「面倒見ますよ」とか「良い条件なので他言しないように」などと言って夫々を孤立させます。
- 3, 仮住まい期間は何年程か等、書面にして証拠を残すことが必要です。延びて延びて、仮住まいのまま、家が建てられない状態が長く続く例を多く聞きます。
(駅前の方は既に9年の仮住まい。そして駅前整備は15年後。)
- 4, ① 話を聞く場合は、後でのトラブルのためにもテープや写真で証拠を残すこと。
② 単独にならないで、必ず同席者を伴いましょう。反対の会に声を掛けて下さい。
③ 説明は文書の提示を求め、文書は受け取る。話した内容を書面に残す。

どの段階でも、代理人が代わって対応する事が出来ます

・「家屋調査や移転等の話を断りたい」 ・「一人では大変」と感じている方

*** 反対の会にご相談下さい。弁護士も一緒にサポートします。**

山崎 陽一 (審議委員) 山下 一夫 清田 敏雄 神屋 敷和子

「行政不服審査請求」で住民の権利を守ろう

もし、「仮換地指定」通知が来たら3ヶ月以内に「行政不服審査請求」を東京都に提出することが出来ます。

「緊急住民集会」にて、みなさんからの報告

- ⊗ 工事の説明等で、公社や業者の人が来たら「事業の責任は市なので、あなた達とは話しません。市が来るように」と言い、「通知」も市の職員が持って来なかったので突っ返した。
- ⊗ 説明も無しに突然行われた児魂神社の鳥居工事が危険な状況だったので、市に連絡したが、らちが明かず、警察に通報した。業者は嚴重注意を受けた。市は無責任だ。
- ⊗ 2月までに更地にして出て行くように言われ、家の周りで道路や造成工事が始まった。90デシベルを越える騒音、粉塵や振動、そして精神的な疲労で体を壊し、耐えきれず、補償や交渉以前に家を出ざるを得なくなった。まるで「追い出し！」だ。
- ⊗ 住民に減歩、清算金の負担を課すのに、仮住まいも自分で探せとは、羽村市は酷すぎる。
- ⊗ 東小裏の川崎西公園ゲートボール場で雨水がなかなか引かず、プールのようになった。奥多摩街道へも雨水の勢いがすごかった。樹木を大量に伐採し舗装道路にしたためではないか。市長室に連絡し、原因の調査を求めた。
- ⊗ この事業自体に反対なので、施行側との話は一切拒否します。家に入れません。
- ⊗ 二重構造になるかどうかもわからないのに3・4・12号線呼び込むために、住民を犠牲にして32mもの道路巾で杭を打ち、工事を進めている。無謀だ。

羽村駅西口区画整理事業、無責任な羽村市の実態

中根康雄 議員(当時) 一平成23年3月市議会にて質問一 【市議会議事録より】

今年(H23年)の3月までに明け渡し、更地にする。あと5日で店じまいをしなければならぬ。とてもじゃないが、もう片づける気力もないと本人たちは思っている。市は仮店舗を用意すると言ったが、仮店舗も用意されていない。

仕事をしながらの片づけで、かなり大変になったところに、道路がかかる部分を急に取り壊しをされ、まだ未使用のどんぶり等が、きれいな箱に入ったまま約120個、解体業者が来て全部処分してしまった。抗議したところ「もうトラックに入れて、ばらばらになっちゃったから」と。とんでもない話。

家もバリバリ壊され、雨が入ってきたので抗議したらブルーシートで囲ったが、雨が入り1階は水浸し、物は全部だめになっている。これは公社が委託した業者だが、もともと市がしっかりしなきゃいけないことだ。

本当に涙ながらの訴えがあります。こういった非常に乱暴な工事をしていいのか。大変なことです。これ、完全に、事業の犠牲者と言ってもいい。

住民負担のない「新しいまちづくり」へ

- 基盤の目の道路網や道路率30%、故郷の景観破壊などの図面に合意が得られていない。
- 換地後の段差等の環境や清算金の金額等、これから先に起こることが全く見えない。
- 市街地のため、殆どの移転先が他の人の宅地の上に重なり、近隣同士で「退いて下さい」と圧力を掛け合う苦しみの連鎖が広がる。合意のない地域でやるべき手法ではない。

市は今までに、約4万㎡(区域の約1割)もの土地を購入しました。この土地を使えば、住民負担のない現道を活かした「まちづくり」は可能です。

